

奈良県産業廃棄物等実態調査 よくあるご質問(FAQ)

1. 調査について

Q1. この調査は何のために行うのですか？

A 奈良県が「奈良県廃棄物処理計画」を策定するための基礎資料とする調査です。県内の事業所における令和7年度の産業廃棄物等の発生・処理状況を把握し、将来予測を行います。調査は5年に一度実施しており、統計法に基づき総務大臣に届出のうえ実施しています。

Q2. 回答内容や会社名は公表されますか？

A ご回答いただいた内容は、奈良県内の産業廃棄物等処理の実態把握にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。集計結果はホームページ等で公表しますが、会社名や個人名等が特定される形では公表しません。

Q3. 株式会社グリーンエコとはどのような会社ですか？

A 奈良県から本調査業務の委託を受け、調査票の発送・回収及びお問い合わせ対応を行っている事業者です。本調査に関して、費用をご請求したり、口座情報等をお伺いしたりすることは一切ありません。ご不明な点は、調査依頼文に記載の奈良県廃棄物対策課へお問い合わせいただくこともできます。

2. 回答の対象について

Q4. いつの期間の実績を回答すればよいですか？

A 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の1年間の実績をご回答ください。

Q5. 本社や他の工場の分も含めて回答するのですか？

A 調査票が届いた事業所で発生したもののみをご記入ください。他に本社・支店・工場等があっても、それらは対象となりません。(建設業の方は次の質問をご覧ください。)

Q6. 建設業の場合、どの工事が対象ですか？

A 令和7年度に奈良県内で施工したすべての元請工事(出来高工事を含む)から発生した産業廃棄物・副産物が対象です。下請工事分及び県外の工事分は対象外です。共同企業体(JV)の工事は、分担施工方式では各社の持ち分を、共同施工方式では代表会社の場合のみ一括してご記入ください。奈良県内で元請工事がなかった場合は、調査票【その1】で「元請工事 無」に○を付け、【その3】にご回答のうえご返送ください。

Q7. 産業廃棄物が発生しなかった場合も回答が必要ですか？

A はい、ご回答をお願いします。調査票【その1】の事業所の概要・事業の概要をご記入のうえ、「2. 産業廃棄物は発生しなかった」に○を付け、【その3】にもご回答いただきご返送ください。発生がなかったという情報も貴重な統計データとなります。

Q8. 事務所から出る紙ごみや生ごみは対象ですか？

A 事務所から出る紙ごみ・生ごみ等は「事業系一般廃棄物」であり、調査票【その2】(産業廃棄物)の対象ではありません。これらは調査票【その3】①にご記入ください。

Q9. 売却しているものや自社で再利用しているものも記入するのですか？

A はい。本調査は、産業廃棄物のほか、有償・無償で引き渡している副産物(売却物)や自社で再利用したものもすべて対象です。調査票【その2】にご記入ください。

Q10. 廃業・休業・移転した場合や、社名・住所が変わった場合は？

A 調査票の余白に「廃業」「休業」「県外移転」「社名変更」「住所変更」等と記入し、新しい社名・住所をあわせてご記入のうえご返送ください。令和7年度中に事業を行っていた期間がある場合は、その期間分をご記入ください。

3. 調査票・Web フォームについて

Q11. 調査票番号・パスワードはどこに書いてありますか？

A お送りした調査票【その1】の左上に記載しています。調査票番号は6桁の数字です。調査票【その3】①②の調査票番号欄にも同じ番号をご記入ください。

Q12. Web フォームで回答するにはどうすればよいですか？

A Web フォーム(<https://www.gr-eco.co.jp/nara-sp/login.php>)から、調査票番号とパスワードを入力してログインし、ご回答ください。パスワードは大文字・小文字を区別しますので、半角で正確にご入力ください。パスワードがご不明な場合はフリーダイヤルへお問い合わせください。

Q13. 調査票をなくしてしまいました。

A このページから調査票をダウンロードしてご利用いただけます。ダウンロードした調査票はメールでご提出いただけます。

Q14. ダウンロードできる調査票はどのように使いますか？

A Excel 版(入力用)は、色付きのセルに入力し、▼印のセルはプルダウンから選択してください。数値は半角数字でご入力ください。廃棄物の分類番号や処理方法の記号は「コード表」シートでご確認いただけます。印刷して手書きでご記入いただいても構いません。

Q15. 調査票【その2】の記入欄が足りません。

A 紙の調査票は、お手数ですがコピーしてご記入ください。ダウンロードできる Excel 版(入力用)は行数を多く用意していますので、あわせてご利用ください。

4. 記入方法について

Q16. 電子マニフェストを利用している場合はどう記入しますか？

A 自社で中間処理を行わず、電子マニフェストを利用して処理を委託している廃棄物は、調査票【その2】の①欄に「電子マニフェストを利用」と記入いただければ、②～⑪の記入は不要です。自社で焼却等の中間処理をした後に電子マニフェストで委託した場合は、①～⑥を記入し、⑦に「電子マニフェストを利用」と記入いただければ⑧～⑪は不要です。紙マニフェストと併用している場合は、紙マニフェスト分について①～⑪をご記入ください。

Q17. 発生量が正確にわかりません。

A 処理を委託している場合は、マニフェスト伝票や処理業者の請求書等を参考にご記入ください。計量していない場合は、トラックの台数やドラム缶の本数などから推計した量で構いません。

Q18. 重さ以外の単位でしか把握していません。

A 単位欄の該当するもの(kg・t・m³・ℓ)に○を付けてください。該当する単位がない場合は、数字の後に単位をご記入ください。換算の目安:ドラム缶1本=180kg(200L)、一斗缶1本=16.2kg(18L)、廃タイヤ1本=大型車用40kg・普通車用7kg。

Q19. 自社で焼却や脱水をしている場合、発生量はどの量ですか？

A 焼却・脱水などの処理をする前の量を「③年間発生量」に、処理後の量(焼却灰、脱水後の汚泥など)を「⑤中間処理後量」にご記入ください。脱水前の量を把握していない場合は、記入要領に記載の計算式で算出してください。

Q20. 同じ種類の廃棄物で、処理先が複数あります。

A 処理方法や委託先が異なる場合は、行を分けてご記入ください。

Q21. 売却している廃プラスチックは、【その2】と【その3】①のどちらに書けばよいですか？

A 廃プラスチック類は基本的には産業廃棄物のため、売却している場合も調査票【その2】にご記入ください。【その3】①に重ねてご記入いただく必要はありません。

Q22. 廃棄物の分類番号がわかりません。

A 同封(またはダウンロードページ掲載)の「廃棄物分類番号表」をご参照ください。該当するものが見当たらない場合は、廃棄物の名称をできるだけ具体的にご記入いただき、分類番号は空欄で構いません。

Q23. 処理先の名称や所在地がわかりません。

A マニフェスト伝票の「処分受託者」欄の名称を⑦に、「運搬先の事業場(処分業者の処理施設)」欄の所在地を⑧にご記入ください。不定期の回収業者などで詳細が不明な場合は、分かる範囲でのご記入で構いません。

Q24. 決算期が年度と異なり、令和7年度の数字が集計できません。

A 令和7年度での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の1年間の数字でご記入ください。

5. 提出について

Q25. 提出方法を教えてください。

A 次のいずれかの方法でご提出ください。

- ①同封の返信用封筒で郵送(切手は不要です)
- ②このページからダウンロードした調査票に記入し、メール(nara-sp@gr-eco.co.jp)で提出
- ③Web フォームで回答

Q26. 提出期限はいつですか？

A 令和8年11月30日(月)です。期限を過ぎた場合でも、ご記入でき次第ご提出ください。

Q27. 提出後に問い合わせがあることはありますか？

A ご記入内容について確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、提出された調査票の控えを保管いただきますようお願いします。

お問い合わせ先

お問い合わせ	株式会社グリーンエコ(奈良県産業廃棄物等実態調査 受託事業者) フリーダイヤル 0120-010-155 受付時間:9:00~17:00(12:00~13:00、土日・祝日を除く) e-mail:nara-sp@gr-eco.co.jp
--------	---